

小児慢性特定疾病医療費助成の更新申請手続きについてのご案内

申請受付期間 令和5年12月1日(金)～令和6年4月1日(月)

☆現在の受給者証の有効期限は令和6年3月31日までとなっております。引続き、医療費助成を希望される方は、必要書類をそろえて保健所へ提出してください。なお、更新申請をされるかどうかにつきましては、任意であることを申し添えます。

☆医療意見書の審査及び交付に2か月以上かかるため、令和6年1月末までの申請をおすすめします。2月及び3月の申請の場合、4月1日までに受給者証が発行されませんので、ご了承ください。なお、審査状況によっては12月・1月申請でも4月1日までに発行されない場合があります。

☆令和6年4月2日以降には現受給者証の更新申請の受付はできません(新規申請となります。また、満18歳以上の方は新規申請ができません。) のでご注意ください。

☆必要書類を持参の上、知多保健所で申請手続きをしてください。

申請の際に必要な書類

○この他に保健所で用意しております「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書」及び「同意書」を記入していただきます)

【全員に必要な書類】

- ① 医療意見書(診断書にあたるものです。小児慢性特定疾病指定医に作成を依頼して下さい。)
- ② 公的医療保険の被保険者証等(原本及びコピー)(次項をご覧ください)
- ③ 令和5年度の市町村民税の課税状況が確認できる書類(原本)(次項をご覧ください)
- ④ 世帯全員の住民票の写し(原本)(「世帯全員」「続柄」が記載され、発行から3か月以内のもの)
- ⑤ 現在お使いの受給者証

【該当者のみ必要な書類】

- ⑥ 重症患者認定申告書
- ⑦ 自己負担上限額管理表または、医療費申告書及び領収書等(診療明細が分かるもの。)
- ⑧ 高額療養費所得区分確認のための同意書等(保険証に変更がある方)
- ⑨ 市町村民税非課税世帯の場合、申請者の収入を証明する書類
- ⑩ 受療医療機関が確認できる書類(県外の医療機関で受療される場合)
- ⑪ 生活保護受給証明書・境界層該当証明書
- ⑫ 同一の世帯に指定難病又は小児慢性特定疾病の受給者がいることを証明する書類
- ⑬ 人工呼吸器等装着者証明書
- ⑭ 特定疾病療養受療証(血友病患者の方)
- ⑮ 個人番号確認書類
- ⑯ 委任状

〈問い合わせ先〉 知多保健所 総務企画課 電話 0562—32—6212

全員に必要となる書類

医療意見書（作成から概ね3か月以内）

- ・小児慢性特定疾病指定医が記載したものを提出してください。

① 公的医療保険の被保険者証等

- ・下表を確認し、提出該当者全員の被保険者証等を準備してください。

② 令和5年度の市町村民税の課税状況が確認できる書類

- ・下表の提出該当者全員について、次のいずれかの書類を提出してください。

ア 令和5年度市町村民税（非）課税証明書（原本）（市役所・町役場の税務課で取得できます）

イ 令和5年度給与所得等に係る住民税特別徴収税額決定通知書（原本）

（5月頃勤務先より配布されます。2カ所以上から配布されている方は全て提出してください。）

ウ 令和5年度市町村民税の税額決定・納税通知書（原本）

（年金所得者の方は6月頃自治体より郵送されます。）

※ 源泉徴収票及び所得税の確定申告書では申請できません。

※ 毎年1月1日時点において、指定都市（名古屋市等）に住所を有していた方は、上記アの「市町村民税（非）課税証明書（原本）」を提出してください。

※ 生活保護受給者及び血友病等の方は課税状況が確認できる書類は必要ありません。

【 ④被保険者証等 及び ⑤市町村民税課税状況確認書類の提出該当者 】

	④被保険者証等（原本及びコピー）	⑤市町村民税課税状況確認書類
国民健康保険 （国保組合含む）	住民票上の世帯で患者と <u>同じ国保に加入している方全員</u>	住民票上の世帯で患者と <u>同じ国保に加入している方全員</u> ※義務教育を修了していない未成年者は省略可（ただし、国民健康保険組合や収入があることが明らかである場合を除く。）。
被用者保険 （協会健保、健康保険組合、共済等）	<u>被保険者と患者分</u> （患者が被保険者の時は患者分のみ）	<u>被保険者</u> （患者が被保険者の時は患者分のみ） ※被保険者が非課税の場合は <u>申請者の収入を証明する書類</u> が必要です。

④ 世帯全員の住民票の写し（原本）

- ・住民票上の「世帯全員」及び「続柄」の記載があり、発行から3ヶ月以内のもの。

⑤ 現在お使用の受給者証

該当者のみ必要な書類

⑥ 重症患者認定申告書

- ・小児慢性特定疾病指定医と相談の上、重症認定基準に該当する場合には申請してください。その際、重症認定基準に該当することが確認できる書類（身体障害者手帳等）も御持参ください。

⑦ 自己負担上限額管理表または、医療費申告書及び領収書等（診療明細が分かるもの）

- ・高額治療継続者（医療費支給認定後の医療費総額が5万円／月を超える月が申請月から遡って年6回以上ある方）を希望される場合は提出してください。

⑧ 高額療養費所得区分確認のための同意書等（保険証に変更がある方）

・保険証に変更がある場合、以下の書類を提出してください。

医療保険	提出書類
市町村 国民健康保険	同意書①
業種別 国民健康保険組合	同意書①・組合員及び世帯全員の市町村民税（非）課税証明書
被用者保険	同意書①・非課税世帯の場合は被保険者の市町村民税非課税証明書

※同意書①は保健所にあります。申請時にご記入いただきます。

※血友病患者の場合、市町村民税（非）課税証明書は同意書②をもって代えることができます。

⑨ 市町村民税非課税世帯の場合、申請者の収入を証明する書類

・市町村民税非課税世帯の場合は申請者の収入を証明する以下の書類が必要です。ただし、血友病等患者の方は不要です。

ア 地方税法上の合計所得金額、所得税法上の公的年金等の収入額を証明する書類

（非課税証明書で合計所得金額及び公的年金等の収入額が確認できる場合は不要です。できない場合は所得証明書を用意してください。）

イ 以下の給付による収入を証明する書類（通帳・給付通知等）

- 障害年金、遺族年金、寡婦年金 ○労災障害補償給付 ○特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当 ○特別障害者手当
- 国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の規定による福祉手当

⑩ 受療医療機関が確認できる書類（県外の医療機関で受療される場合）

・医療機関の名称及び所在地のわかるもの（領収証や診察券など）をお持ちください。

⑪ 生活保護受給証明書・境界層該当証明書

・生活保護受給者及び境界層該当者の方は福祉事務所で発行してもらってください。

⑫ 同一の世帯に指定難病又は小児慢性特定疾病の受給者がいることを証明する書類

・同一世帯内に指定難病、小児慢性特定疾病の受給者がいる場合、その方の「特定医療費受給者証」若しくは「小児慢性特定疾病受給者証」のコピーを提出してください。

⑬ 人工呼吸器等装着者証明書（医師が記入）

・現在認定を受けている方には同封しておりますが、新たに該当になった方はご連絡ください。様式を郵送します。

⑭ 特定疾病療養受療証

・血友病患者の方で特定疾病療養受療証をお持ちの方は持参してください。

⑮ 個人番号確認書類

（個人番号カード・住民票と内容が一致する通知カード、個人番号記載の住民票）

・個人番号に変更のある方、国民健康保険（国保組合含む）で支給認定基準世帯員が増加した場合に必要です。
・過去の申請等で既に個人番号を確認している場合は不要ですが、申請書及び世帯調書の該当する箇所には個人番号を記入してください。

⑯ 委任状

・申請者以外の方が申請に来所される場合、委任状（様式任意）が必要となります。また、代理人の身元が確認できる書類（個人番号カードや運転免許証等）を御提示ください。

自己負担上限月額表

(単位：円)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限月額（外来＋入院＋薬代＋訪看等）		
			一般	重症 （※1）	人工呼吸器等 装着者 （※2）
生活保護 （A）	①生活保護受給者 ②血友病患者 ③中国残留邦人対象世帯 ④境界層減免対象世帯		0		
低所得Ⅰ （B1）	市町村民税 非課税（世帯）	申請者の年収 80万円以下	1,250		500
低所得Ⅱ （B2）		申請者の年収 80万円超	2,500		
一般所得Ⅰ （C1）	市町村民税課税以上 所得割7.1万円未満		5,000	2,500	
一般所得Ⅱ （C2）	市町村民税所得割 7.1万円以上25.1万円未満		10,000	5,000	
上位所得 （D）	市町村民税所得割 25.1万円以上		15,000	10,000	
入院時の食事療養費			1/2自己負担		

※1 「重症」とは、次の①又は②に該当する方です。

① 高額治療継続者

（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超える月が年間6回以上ある場合）

② 重症患者認定基準

※2 「人工呼吸器等装着者」とは人工呼吸器又は体外式補助人工心臓を常時使用している方が対象となります。